

石運輸第235号の2
令和7年8月4日

貨物自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長
(公 印 省 略)

「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」
(平成25年3月14日付け公示第85号)の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知がありましたので、了知
願います。

北信交貨第71号
令和7年8月1日

各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長
(公 印 省 略)

「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」
(平成25年3月14日付け公示第85号) の一部改正について

標記について、別紙のとおり公示したので、各運輸支局においても公示されるとともに関係者へ周知し、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。

公 示

公示 第 3 4 号

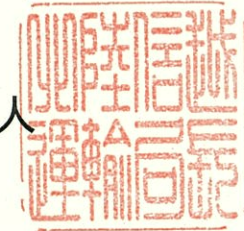
「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」の一部改正について

「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」（平成 2 5 年 3 月 1 4 日付け公示第 8 5 号）を別紙のとおり一部改正する。

令和 7 年 8 月 1 日

北陸信越運輸局長

佐橋 真人



新	旧
公示第 8 5 号 一部改正 令和 3 年 6 月 2 3 日 公示第 1 6 号 <u>一部改正 令和 7 年 8 月 1 日 公示第 3 4 号</u> 一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針」(平成 1 5 年 2 月 2 8 日付け公示第 1 1 0 号)における法令遵守事項の規定により、法令試験を実施しているところであるが、今般、法令試験の適切な運用を図るため実施方法等の見直しを行い、下記のとおり定めたので公示する。 平成 2 5 年 3 月 1 4 日 北陸信越運輸局長 和 迩 健 二 記 1. 試験を実施する許可等申請事案 (1) ～ (3) (略) <u>(4) 特定貨物自動車運送事業の事業の譲渡・譲受、合併及び分割（特定貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。）、相続の認可申請</u> 2. 受験者 受験者は、1 申請に当たり 1 名のみとし、申請者が自然人である場合は申請者本人、申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する<u>常勤役員</u>とする。 3. (略) 4. 受験者の確認等 当該申請に係る受験者は、試験当日の開始前に申請人本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後申請する事業に専従する<u>常勤役員</u>）であることが確認できる運転免許証、個人番号カード、パスポート等を提示すること。	公示第 8 5 号 一部改正 令和 3 年 6 月 2 3 日 公示第 1 6 号 <u>(新設)</u> 一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針」(平成 1 5 年 2 月 2 8 日付け公示第 1 1 0 号)における法令遵守事項の規定により、法令試験を実施しているところであるが、今般、法令試験の適切な運用を図るため実施方法等の見直しを行い、下記のとおり定めたので公示する。 平成 2 5 年 3 月 1 4 日 北陸信越運輸局長 和 迩 健 二 記 1. 試験を実施する許可等申請事案 (1) ～ (3) (略) <u>(新設)</u> 2. 受験者 受験者は、1 申請に当たり 1 名のみとし、申請者が自然人である場合は申請者本人、申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する<u>役員</u>とする。 3. (略) 4. 受験者の確認等 当該申請に係る受験者は、試験当日の開始前に申請人本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後申請する事業に専従する<u>業務を執行する常勤役員</u>）であることが確認できる運転免許証、個人番号カード、パスポート等を提示すること。

５．～６．（略）

附 則

- １．本取扱いは、平成２５年５月１日から実施する。
- ２．平成２０年５月１３日付け公示第１０号「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」は平成２５年４月３０日限りで廃止する。

附 則

- １．本取扱いは、令和３年７月１日から実施する。

附 則

- １．本取扱いは、令和７年８月１日から実施する。

５．～６．（略）

附 則

- １．本取扱いは、平成２５年５月１日から実施する。
- ２．平成２０年５月１３日付け公示第１０号「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」は平成２５年４月３０日限りで廃止する。

附 則

- １．本取扱いは、令和３年７月１日から実施する。

（新設）

(別 紙)

受験番号：

法令試験実施通知書

令和 年 月 日

殿

北陸信越運輸局長

貨物自動車運送事業法第6条第3号の基準に定める審査に関して、「一般物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更可等に関する処理方針」（平成 年 月 日 第 号）の規定により法令試験を下記のとおり実施しますので通知します。

記

1. 日 時 令和 年 月 日（曜日）

受付時間： 時 分～ 時 分

試験時間： 時 分～ 時 分

2. 場 所 住 所：

3. 当日持参するもの

① 受験者本人であることを確認ができる書面（運転免許証、個人番号カード、パスポート等）

② 筆記用具

③ 本通知書

4. 注意事項

① この法令試験は、貨物自動車運送事業法第6条第3項に規定する許可の基準に適合するかどうかを審査するために行われるものです。

② 受験者は、申請者又は申請者が法人である場合にあっては、許可又は認可後、申請する事業に専従する常勤役員のうち1名です。

③ 受験者本人の確認ができない場合及び試験開始後30分以上遅れて来場した場合には、受験できないことがあります。

④ 当日、都合により受験できない場合には、事前に連絡してください。
なお、自己都合の場合は不合格となります。

⑤ 参考資料等の持ち込みはできません。なお、当日、出題範囲に係る関係法令の条文集を配付します。（当該資料は書き込み不可。試験終了後に回収。）

5. 問い合わせ先

北陸信越運輸局自動車交通部貨物課

T E L：

(別 紙)

受験番号：

法令試験実施通知書

令和 年 月 日

殿

北陸信越運輸局長

貨物自動車運送事業法第6条第3号の基準に定める審査に関して、「一般物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更可等に関する処理方針」（平成 年 月 日 第 号）の規定により法令試験を下記のとおり実施しますので通知します。

記

1. 日 時 令和 年 月 日（曜日）

受付時間： 時 分～ 時 分

試験時間： 時 分～ 時 分

2. 場 所 住 所：

3. 当日持参するもの

① 受験者本人であることを確認ができる書面（運転免許証、個人番号カード、パスポート等）

② 筆記用具

③ 本通知書

4. 注意事項

① この法令試験は、貨物自動車運送事業法第6条第3項に規定する許可の基準に適合するかどうかを審査するために行われるものです。

② 受験者は、申請者又は申請者が法人である場合にあっては、許可又は認可後、申請する事業に専従する役員のうち1名です。

③ 受験者本人の確認ができない場合及び試験開始後30分以上遅れて来場した場合には、受験できないことがあります。

④ 当日、都合により受験できない場合には、事前に連絡してください。
なお、自己都合の場合は不合格となります。

⑤ 参考資料等の持ち込みはできません。なお、当日、出題範囲に係る関係法令の条文集を配付します。（当該資料は書き込み不可。試験終了後に回収。）

5. 問い合わせ先

北陸信越運輸局自動車交通部貨物課

T E L：

